

# 令和7年度食品等物流合理化緊急対策事業のうち物流生産性向上伴走支援に係る実施規程

制定 令和8年4月1日 8食料システム機構第1号

## 第1 趣旨等

農水産品・食品の物流生産性向上、物流の標準化、基幹ルートの機能強化、地方港湾等の利用による新たな輸送物流の構築等、物流の問題に取り組む事業者に対し、その当面する課題の解決支援を行うことを目的とする。

このため、公益財団法人食品等持続的供給推進機構（以下「食料システム機構」という。）は、食品等物流合理化緊急対策事業補助金交付等要綱（令和7年12月18日7新食第1982号農林水産事務次官依命通知。以下「要綱」という。）及び食品等物流合理化緊急対策事業実施要領（令和7年12月18日7新食第1983号農林水産省大臣官房総括審議官（新事業・食品産業）通知。以下「実施要領」という。）に基づき、食料品等の物流改善に取り組む者又は検討等をする者（以下「依頼者」という。）からの依頼等により、産地や業界等の課題の状況に応じた物流等の専門家等（以下「専門家等」という。）を派遣する支援事業の適切かつ円滑な実施を図るため、この実施規程を定めるものとする。

## 第2 事業の内容

本事業は、食料品等の物流改善に取り組む者又は検討等をする者を対象に、産地や業界等の課題の状況に応じた物流等の専門家等を派遣し、物流における輸送力不足という構造的な課題等の解決に繋げる次の内容とする。

- 1 専門家等の選定・配置
- 2 物流等の専門家等の派遣
- 3 派遣後のフォローアップ
- 4 支援内容の整理等

## 第3 事業の実施期間

本事業の実施期間は、令和9年3月31日までとする。

## 第4 専門家等の募集及び登録

食料システム機構は、以下の方法により専門家等を登録する。

- 1 公募による選定
  - (1) 食料システム機構は、原則として、多岐に渡る物流課題に対応できるよう、幅広い分野から依頼者が必要とする能力等を有する者を公募し、審査・面接のうえ登録するものとする。  
また、面接に関しては、対面又はオンラインで行うものとする。
  - (2) (1)の公募に応じようとする者は、様式1の専門家等登録申請書（以下「登録申請書」という。）と併に様式2の誓約書を食料システム機構に提出しなければならない。
  - (3) 食料システム機構は、登録した専門家等の名簿を作成し、依頼者が専門家等を選択する際に閲覧できるように整えておくこととする。
- 2 食料システム機構による推薦
  - (1) 食料システム機構がこれまで取り組んできた事業等を通じ、専門的知識を有する学識経験者（大学教授等）、物流・経営コンサルタント、設計士等に加え、食料システム機構及び専門調査組織の職員等から専門家等予定者を推薦し、登録する。

(2) 専門家等予定者の内容が、食料システム機構が把握している内容と異なる場合は、推薦した専門家等予定者に様式1の登録申請書の提出を求めるものとする。

### 3 臨時の専門家等の登録

上記により登録された専門家等以外で、依頼者から派遣の要請があり、かつ、当該派遣に対応できる能力を備えると認められる者は、特に必要があるものとして別に定める場合に限り、依頼者から様式3の臨時の専門家等登録推薦書と伴に様式2の誓約書を提出させ、内容確認後、食料システム機構からの推薦をもって臨時の専門家等として登録し、当該派遣に限り派遣することができるものとする。

4 食料システム機構は、上記1から3により登録した専門家等の名簿を作成するものとする。

## 第5 専門家等の登録の取消し

食料システム機構は、次の各号に該当する専門家等の登録を取り消すことができるものとする。

- (1) 登録されている専門家等が診断・助言上知り得た秘密を漏らした場合、その他本事業の目的若しくは内容を逸脱した行為を行ったと認められるとき。
- (2) 心身の故障により診断・助言の業務に堪えられないと認められるとき。
- (3) 派遣期間中に依頼者との間に顧問契約等の指導契約を締結した場合。

## 第6 専門家等の派遣

- 1 食料システム機構は、様式4の専門家等派遣事業利用申込書（以下、「派遣申込書」という。）が提出された場合において依頼者に対し、派遣申込書の内容に基づき、適切な専門家等を派遣することとする。
- 2 依頼者は、派遣申込書と伴に様式3の誓約書を必ず提出するものとする。
- 3 以下の(1)から(3)の確認できない場合は、依頼を受け付けることができないものとする。
  - (1) 食料品等の物流改善に取り組む又は検討等を行う意思があること。
  - (2) 専門家等の派遣によって得られた成果について、原則としてその利用を制限せず、公益の利用に供することを認めること。ただし、依頼者の秘密事項に関する事等に関しては、この限りではない。
  - (3) 依頼者等の役員等が暴力団員でないこと。

## 第7 専門家等に対する報酬及び旅費

専門家等に対する報酬及び旅費については、別途に定めて通知する。

## 第8 専門家等の守秘義務

専門家等は、派遣を引き受けることにより知り得た依頼者の秘密保持を遵守するとともに、食料システム機構の許可がない限り、知り得た情報の公開や自己の利益のために利用してはならない。

## 第9 報告書の提出、フォローアップ等

- 1 食料システム機構は、専門家等による支援が終了した後、速やかに専門家等から、様式5の伴走支援報告書により報告書を提出させるものとする。
- 2 食料システム機構は、前項により提出された報告書等により支援内容について、評価を行うとともに、一定期間の経過後に依頼者に対するフォローアップを行う等により、依頼者の取組状況等の把握に努めるものとする。

また、フォローアップを行った場合は、様式5の伴走支援報告書にその経過等を追記し、前項と同様に食料

システム機構に報告させるものとする。専門家等のフォローアップがされていないなどの状態の場合、食料システム機構は、専門家等に必要な対応を求めるものとする。

#### 第10 成果の普及等

食料システム機構は、本事業を活用し物流改善等に取り組んだ事例のうち、優良事例について依頼者の秘密事項を考慮した上で差作成し、広く関係者へ情報共有することにより、取組の啓発等に努めるものとする。

#### 第11 食料システム機構の職員が支援を行った場合の取扱い

食料システム機構の担当職員が本事業において支援を行った場合の報酬は支給しない。ただし、旅費については、食料システム機構が定める旅費規程に基づき、支給できるものとする。

#### 附 則

この規程は、(令和8年4月1日) から施行する。